

第 1 回長岡市・与板町合併協議会

会 議 録

第1回長岡市・与板町合併協議会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成17年1月26日(水) 午後1時
- ・場 所 長岡市役所 大会議室

2 会議出席委員の氏名

森 民夫	山崎 忠彌	二澤 和夫	佐々木一昭
小熊 正志	大地 正幸	佐藤 誠一	石丸 誠亮
上村 行雄	下田 邦夫	鯉江 康正	

以上 11名

(欠席委員の氏名)

田村 巖	朝日 由香	豊口 協	阿部 誠一
------	-------	------	-------

4名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

長岡市・与板町合併協議会

事務局（北谷）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。ただいまから第1回長岡市・与板町合併協議会を開催させていただきます。

私、事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。長岡市・与板町合併協議会の会長を任せられました長岡市長の森でございます。この協議会の設置に当たりましては、1月7日の準備会合を経まして、両市町の議会議決を得たわけでございます。1月21日に法定合併協議会設置の協議書を取り交わし、正式に発足いたしました。既に1月7日の準備会で実質的な議論もしておりますので、本日の協議会はその繰り返しになる部分もございますが、正式な協議会でございますので、ひとつ活発なご議論をお願いできれば幸いです。議論を活発にさせていただきまして、この長岡地域にとりまして有意義な結論が出ることを大いに期待いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。本日は、ありがとうございます。

事務局（北谷）

続きまして、山崎副会長よりごあいさつを申し上げます。

副会長（山崎忠彌）

ただいまご紹介ございました長岡市・与板町合併協議会の副会長を仰せつかりました山崎でございます。去る1月21日の長岡市議会におかれましては、与板町の法定協議会設置議案を賛成多数で可決をいただきましたことにつきまして感謝を申し上げる次第でございます。期間もないわけでございますが、決められた期間の中で合併の申請、そして廃置分合ができますように誠心誠意取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日は田村委員、朝日委員、豊口委員、阿部委員が欠席でございます。過半数以上の出席がございしますので、長岡市・与板町合併協議会規約に基づきまして、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の資料の確認をお願いしたいと思います。まず、事前に配付いたしました資料で、次第、第1回会議資料報告編、第1回会議資料議案編でございます。また、本日配付資料として、協議会委員名簿をお配りしてございます。資料は以上でございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、規約第10条第2項の規定によりまして、会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

早速でございますが、これより議事に入ります。

まず、委員の紹介を事務局からお願いいたします。

事務局（北谷）

本日出席の委員の皆様方をご紹介します。

恐れ入りますが、ご紹介されました方につきましては自席にてご起立をお願いいたします。

初めに、会長の森長岡市長でございます。続いて、副会長の山崎与板町長でございます。

次の委員からは、市町村ごとに紹介させていただきます。長岡市の委員を紹介します。小熊長岡市議会議長でございます。大地長岡市議会市町村合併調査研究委員会委員長でございます。そして、二澤長岡市助役でございます。

続いて、与板町の委員を紹介します。佐藤与板町議会議長でございます。石丸与板町議会市町村合併問題特別委員会委員長でございます。住民代表の上村様でございます。同じく下田様でございます。そして、佐々木与板町助役でございます。

最後に、学識経験者の委員を紹介します。鯉江長岡大学助教授様でございます。

ありがとうございました。以上で委員紹介を終了させていただきます。

また、長岡地域合併協議会の構成市町村からもオブザーバーとしてご出席いただいております。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

第1号から第7号まで一括して報告していただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

合併協議会事務局の高橋でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、お手元にお配りしてございます資料のうち第1回会議資料報告編をお出しく下さい。この報告編の中に報告第1号から第7号まですべてまとめておりますので、順次ご説明をいたします。

最初に、1ページ、報告第1号 長岡市・与板町合併協議会規約及び協議書についてでございます。なお、全体の説明に入ります前に、会議資料は事前にお配りし、ごらんいただいておりますので、主要な部分について中心的に説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。規約の内容は、3ページからでございます。規約につきましては、合併協議するに当たっての基本的事項をまとめたものでございます。内容としましては、第3条、担当事務、第5条、組織、第7条、委員、それから次の4ページでございます。第10条で会議の運営、その他小委員会、幹事会、分科会等組織にかかわる部分も含めて全体を定めたものでございます。なお、5ページの一番最後に附則がございます。この規約の施行日について定めているものでございますが、告示の日となっておりますが、1月21日が告示日でございます

ので、この日から施行ということでございます。

次の6ページでございます。長岡市・与板町合併協議会設置に関する協議書ですが、これはそれぞれの議会で議決を受け、正式に協議会が設置されたことを証する協議書を取り交わしたものでございます。原本はそれぞれの市、町で保管をするものでございます。

次、7ページでございます。長岡市・与板町合併協議会規約に関する協議書でございます。先ほど説明いたしました規約の中で両市、町の首長が協議の上定めることとなっている事項がございます。その内容を協議書として定めたものでございます。第1条で会長、副会長、それから第2条で学識経験を有する者、それから第5条で監査委員について定めております。なお、学識経験を有する者、それから監査委員につきましては、おめくりいただきまして9ページに別表という形でそれぞれ記載のとおり定めているものでございます。

それからまた、おめくりいただきまして、11ページ、報告第2号でございます。この報告第2号からは協議会と協議会に付随する組織について定めておりますので、まず全体のイメージを先にご説明させていただきます。恐縮ですが、一番最後のページ、35ページをお開きください。長岡市・与板町合併協議会の組織体制全体を図であらわしたものでございます。一番左上に合併協議会、委員15人とございますが、これはいわゆる協議会の本体でございます。その下に幹事会というのがございまして、それぞれの市、町の助役、それから合併担当の理事、課長で構成しております。合併協議会からの指示を受けて、さまざまな事項を最終的に議案として調整をする、これが幹事会の役割でございます。幹事会の下に分科会、32の分科会でございます。分科会につきましては両市、町の課長、それから職員で構成されておりますけれども、幹事会からの指示によりまして専門的な部分での調査検討を行うのが分科会の役目となります。それから、一番右側の中段に事務局というのございますが、これは長岡市、与板町の職員で事務局を構成をし、全体の調整を行うというようなこととなります。それから、一番左の合併協議会のすぐ右下、右側にオブザーバー、5人というのございますが、オブザーバーについて後ほどまた説明いたしますが、長岡地域合併協議会6市町村のうち長岡市以外の町村の代表の方からオブザーバーとして合併協議会を見ていただくということで、今日もご参加をいただいているところでございます。

以上、全体の組織体制でございますが、恐縮ですが、また戻っていただいて、11ページからごらんください。幹事会の規程でございますが、内容は13ページ、14ページにわたっておりますが、今ほど説明をいたしました幹事会についてその内容を定めたものでございます。

それから、15ページ、報告第3号 長岡市・与板町合併協議会分科会規程についてでございますが、これも今説明いたしました分科会についての必要な事項を定めたものでございます。内容は17ページ、18ページ、18ページに32のすべての分科会の名称を掲載をしております。

それから、19ページでございます。報告第4号です。長岡市・与板町合併協議会事務局規程でございます。これにつきましても、今ほど説明をいたしました事務局について必要な事項を規程として定めたものでございます。内容は、21ページから23ページまででございます。ここまでが組織の関係でござい

ます。

続きまして、25ページ、報告第5号でございますが、長岡市・与板町合併協議会財務規程についてでございます。協議会を運営していくに当たりまして、必要な財務関係を規程としてまとめたものでございまして、内容につきましては長岡市が現在運用しております財務規程にのっとりましてまとめたものでございます。内容は27ページ、28ページの2ページにわたって規定をしております。

それから、29ページ、報告第6号でございます。長岡市・与板町合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程についてでございます。内容は31ページからになります。協議会の本体の委員さん、それから小委員会を設置することができるとなっておりますので、設置した場合のそれぞれの委員さんに対する報酬額を定め、また費用弁償の額についてもここで定めているものでございます。報償費の金額は1日9,100円と定めております。

以上で報告事項について説明は終わります。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

ただいまの報告事項につきましてご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

では、このように進めさせていただきます。

それでは、協議事項に移りたいと思います。

まず、第1号から第3号までは協議会の規程でございます。この三つの議案を一括して協議させていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、第1回会議資料のうち議案編というものをお出しください。

1ページ、議案第1号でございます。長岡市・与板町合併協議会の会議の運営に関する規程でございます。これは、規約の中で会長が会議に諮って定めるとしている部分がございます。その内容について議案第1号から第3号まで定めるものでございます。そのうちの第1号でございます。3ページから内容が始まっておりますので、3ページお開きください。この規程につきましては、協議会を会議として運営していく場合に必要な基本的な事項を定めたものでございます。第5条、会議の進行というところがございます。ごらんください。会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行する。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するとしております。それから、そのすぐ下、第6条をごらんください。オブザーバーの参加について規定をしております。議長は、委員以外の者であっても、オブザーバーとして会議に参加させることができるとしております。そして、オブザーバーは先ほど説明しましたとおり中之島町、越路町、三

島町、山古志村及び小国町の代表の方と決めさせていただいております。

また、おめくりいただきまして5ページ、議案第2号でございます。小委員会についての規程でございまして、内容は7ページからになりますが、協議会本体の方から付託された事項について専門的に調査審議をするために小委員会を置くことができるとなっておりまして、その場合の小委員会の必要な事項、内容についてこの規程で定めているものでございます。第3条に組織がございまして、小委員会は協議会の会長が指名する者で構成をするというのが第3条の組織について定めている部分です。それから、第4条、小委員会の中に委員長、副委員長を置くということ。それから、第6条でございますが、小委員会の委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならないと義務づけをしております。

次に、9ページ、議案第3号でございます。長岡市・与板町合併協議会会議傍聴規程についてでございます。これは、協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めている規程でございます。なお、本日も既に傍聴の方が入っていらっしゃいますが、この規程を抜粋しました注意事項をあらかじめお配りしておりますので、その規定を守っていただくことを前提にお入りいただいておりますので、よろしくお願いたします。内容については、11ページからでございます。第4条で、傍聴する際の手続について定めております。それから、第5条では傍聴席に入ることのできない者を定めております。そして、第6条で傍聴人の守るべき事項を定めております。13ページ、様式まで含めてこの規程の中で定めております。

第3号までの説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

いずれも協議会を進行させるために必要な規程でございますが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、第1号から第3号までの議案につきまして承認ということによろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

次に、議案第4号でこの協議会の事業計画でございます。

次の議案第5号の協議会予算と一括して協議したいと思っておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、15ページ、議案第4号でございます。平成16年度長岡市・与板町合併協議会事業計画についてでございます。内容は、17ページをごらんください。協議会としての事業計画でございますが、1番、会議の開催でございます。法定合併協議会本体につきましては、月1回程度開催をしたいというふ

うに考えております。

それから、(2)番、小委員会、幹事会、分科会ですが、小委員会は先ほど申したとおり協議会の方から付託されて必要事項を審議するわけですので、必要に応じ、設置し、必要の都度開催という考え方はです。それから、幹事会ですが、幹事会は協議会に諮る議案の最終調整の場ということになりますので、協議会の前には必ず開催をするという考え方はです。そして、分科会ですが、これにつきましても幹事会の指示により専門的な部分について調査審議を行いますので、必要の都度開催という考え方でございます。

2番、広報広聴の実施です。1番、協議会だよりの発行ですが、協議会としまして協議内容、協議結果をそれぞれの住民の方にお知らせする義務がございますので、協議会だよりを発行し、お知らせをしていくものでございます。

それから、(2)番、協議会のホームページの作成ですが、協議会だよりで全世帯にお渡しするものとは別にホームページを作成し、ホームページでも同様の内容、さらに詳しい内容をお知らせをしていきたいと考えております。なお、ホームページにつきましては単にお知らせをするだけではなくて、住民の方から意見をいただけるような形にしておきまして、それらの意見、いわゆる情報収集なども行い、合併協議の参考にしたいと考えているものでございます。

3番、協議期間ですが、17年の3月までを目途とするものでございます。

次の18ページに、今お話ししたスケジュールといった場合に、全体のスケジュールは大体どのような形になるかということスケジュール案としてお示しをしております。3月までの間に合併協議を終了しまして、3月には協定書の調印、そしてそれぞれの議会での廃置分合の議決、そして知事への合併申請と、ここまで3月中に終えたいというふうに考えております。そして、知事への申請を県の方でお受けいただいて、7月には県議会の議決、そして知事決定、さらには総務大臣への届け出をしていただけないかと想定しております。その場合に総務大臣の告示は、恐らく8月ころになるだろうということでございます。総務大臣の告示が終わりますと、事務手続的には終了いたしますので、9月からは本格的に合併施行に向けた準備に入りまして、来年の3月までの間に合併の施行日を迎えたいというものでございます。

続きまして、19ページ、議案第5号ですが、平成16年度長岡市・与板町合併協議会の予算についてでございます。内容は、21ページから始まっておりますので、21ページの総括でご説明をいたします。予算につきましては、歳入歳出ともに2,183万2,000円の予算を組みたいというふうに考えております。

歳入で、その主なものが分担金、負担金、いわゆる負担金ということになりますが、長岡市と与板町さんの方で負担金としてこれを計上をお願いをしているところでございます。

それから、歳出でございますが、大きく会議費、事業推進費、予備費と分かれております。会議費につきましては、現在開催しております協議会の本体、それから今後予定されております小委員会、これらの会議を開催するための経費でございます。事業推進費につきましては、先ほど説明した部分と若干

ダブりますが、協議会だより等により住民の方に協議結果、協議内容をお知らせすること、それからホームページなどをつくってお知らせと情報を収集することなどのいわゆる広報広聴経費、それから建設計画の策定が協議会の大きなテーマでございますので、建設計画策定に当たって必要となる経費を事業推進費の中でも計上しております。予備費につきましては、当初想定できなかったようなものが経費として発生する可能性がございますので、100万円を予備費として計上しているものでございます。

詳細の内容につきましては、22ページに歳入がまとめてございます。そして、23ページ、24ページに歳出の部分がまとめてございます。

議案第5号までの説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、議案第4号と議案第5号、事業計画及び予算でございますが、ご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。特にございませんか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第4号及び第5号につきましても承認ということによろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

では、次に議案第6号の協定項目と議案第7号の協定項目の協議方針を一括して協議したいと思えます。

事務局から説明お願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、25ページ、議案第6号でございます。長岡市・与板町合併協議会の協定項目についてでございます。この議案につきましては、先だって行いました準備会合でご提案させていただいて、確認をいただいたものと全く同様の内容でございます。1番、合併の方式から21番、新市建設計画まで、これらの項目につきまして協議会で協議をし、協定を結んでいきたいというものでございます。

おめくりいただきまして、27ページをごらんください。参考資料がございます。21項目について、どのような計画で協議会に諮っていくかというものがこれでございます。1回目、2回目、3回目と、それぞれ丸印をつけた回でご審議をいただければと考えているものでございます。基本的な考え方としまして、事務の都合上ある程度の整理期間が必要なものは第2回目にご審議をいただきたいと考えています。それ以外のものを第1回目にご審議をいただき、第3回目につきましては全体の取りまとめの最終協議会というふうに考えておりますので、新市建設計画を最終的に取りまとめを3回目にする、こんな考え方で進めたいというふうに考えております。

続きまして、29ページ、議案第7号でございます。長岡市・与板町合併協議会の協定項目の協議方針についてでございます。これにつきましても、先だつての準備会合でご提案をさせていただき、ご確認をいただいているところでございます。協議方針でございますが、原則として長岡地域合併協議会の協議結果を尊重するものとする。なお、合併の期日及び新市建設計画の策定については別途協議をするというものでございます。長岡地域合併協議会の協議結果につきましては、31ページに一覧表としてまとめてございますが、この1番から21番につきましても準備会合の場におきまして詳細に説明をしておりますので、本日説明は割愛をさせていただきます。

なお、次の議案第8号以降の議事の中で、この部分に係る説明はしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（森 民夫）

与板町の場合がこの方針に従うとどうなるかについては次の議事の中で行いたいと思いますが、ここまでのところでご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますね。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第6号及び第7号につきましても承認ということをお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

では、次に議案第8号の合併の方式から議案第19号の慣行の取扱いについてまでをあわせて提案したいと思います。

資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、33ページからになります。議案第8号 合併の方式についてでございます。合併の方式については、三島郡与板町を廃し、その区域の全部を長岡市に編入するというものでございます。いわゆる編入合併の方式をとりたいというものでございます。

続きまして、35ページ、議案第9号でございます。新市の名称についてですが、新市の名称は、長岡市とするというものでございます。

続きまして、37ページ、議案第10号でございます。新市の事務所の位置についてでございますが、新市の事務所の位置は、現長岡市役所の位置とするというものでございます。

続きまして、39ページ、議案第11号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項に規定する定数特例を適用する。定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とするというものでございます。

ここの部分について説明、参考資料がございますので、41ページをお開きください。定数特例について説明をしている部分でございます。与板町の区域に選挙区を設けるものとし、選挙区における議会の議員の定数は次のとおりとするということで、与板選挙区として1人ということになります。そして、その場合の任期ですが、長岡市の議会の議員の任期、つまり平成19年4月30日まで、ここまでは定数特例でいくということです。その後につきましては、一般選挙で全域一つの選挙区として一般選挙で行うということです。参考までに下の方に算式が載っておりますが、人口規模により案分をし、選挙区の定数を決めるというのが基本的な考え方でございます。

次に、43ページ、議案第12号でございます。地方税の取扱いについてでございます。地方税の取り扱いにつきましては、長岡市の制度に統一をするという基本的な考え方でございます。ただ、制度が違っている部分がございます。固定資産税、都市計画税の納期、それから都市計画税の税率については次のとおりとしたいものでございます。1番としまして固定資産税、都市計画税の納期です。合併年度は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の制度に統一をしたいというものでございます。2番、都市計画税の税率ですが、合併年度及びそれに続く2か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びそれに続く年度は現行どおりとし、その翌年度は調整した税率とするというものです。

少しわかりにくい部分もあると思いますが、次の45ページに参考資料として内容が載っておりますので、45ページをごらんください。最初に、固定資産税、都市計画税の納期についてでございます。長岡市と与板町を比較していただきますと、納期が違っている部分がございますが、現在長岡地域合併協議会で定められた納期につきましては、参考として右側の方に書いてございます中之島町と山古志村の納期のところに太く、黒く枠としてお示ししておりますが、この納期に合わせるということが決まっております。そうして見ますと、与板町さんの第3期の納期が9月16日から30日になっておりますが、合併後中之島町と山古志村に合わせたとしますと、12月16日から25日、これが新しい納期になります。この部分がまず変わります。それから、与板町さんの第4期の納期ごらんいただきますと、12月16日から25日というふうになっております。そして、中之島町さんと山古志村のところごらんいただきますと、2月の16日から末日となっております。この部分が変わってまいります。ただ、合併年度については現行どおりとし、翌年度からこの納期に合わせていくという考え方でございます。

それから、その次の都市計画税でございますが、長岡市と与板町を比較いたしますと、税率について差がございます。長岡市は0.2%ですが、与板町は0.14%でございます。この差を埋めていく必要が出てまいります。先ほど申したとおりいきなり統一するのではなくて、いわゆる不均一の課税、同じ金額にならないような何年かの経過措置を経て合わせていくという考え方でございます。それが備考欄に載っておりますが、合併年度である17年度は現行どおりでございます。18年度、翌年度も現行どおりでございます。そして、平成19年度に0.03%ふやしまして0.17に持っていくと。そして、平成20年度にさらに0.03%ふやしまして0.2%、同じ率に持っていくと、このような調整をしたいというふうに考えておりま

す。

続きまして、47ページでございます。議案第13号 一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。1番としまして、与板町の一般職の職員は、すべて長岡市の職員として引き継ぐものとする。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。2番、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとするということでございます。

この内容について少し詳しく、次の49ページに参考資料としてお示しをさせていただいております。今ほど基本的な考え方を申したわけですが、1番としまして、職員の身分の引継ぎについては、合併の日において長岡市の職員として採用されるものとする。つまり合併の前日において与板町の職員の方は一たん退職という形になりますが、次の日に、合併日に長岡市の職員として採用するという形になります。次に、職員の職名については、長岡市の職制を基本として決定するというものです。3番ですが、職員の給与については、長岡市の制度を基本として決定するというものです。4番、職員の給料月額、合併の日の前日に受けていた給料月額を保障するというものです。参考までに、参考としまして下の方に現在の長岡市と与板町の職員数をお示しております。

続きまして、51ページでございます。議案第14号 財産の取扱いについてでございます。財産の取り扱いにつきましては与板町の財産、権利及び義務を含む、債権債務をともに含むという考え方でございます。すべて長岡市に引き継ぐものとするという考え方でございます。

そして、それら財産の中身でございますが、次の53ページに基本的な項目として財産を整理しております。公有財産、物品、債権、基金、地方債残高、債務負担行為の翌年度以降の支出予定額、これらのものをすべて長岡市に引き継ぐという考え方でございます。

続きまして、55ページ、議案第15号でございます。特別職の身分の取扱いについてでございます。特別職の身分の取り扱いにつきましては、与板町の町長、助役及び教育長は、合併の日の前日をもって失職するものとするということでございます。これは、合併の方式が編入合併という方式でございますので、合併の時点では与板町という法人格がなくなりますので、当然職としてはなくなり、結果として失職をするということになります。

続きまして、57ページ、議案第16号でございます。組織機構及び支所の取扱いについてでございます。ここでは、新市における行政組織の基本的な機能と、その枠組みについてお示しをする、ご提案するものがございます。1番、現在の長岡市役所を本庁とし、与板町役場をその行政区域を所管する支所とする。2番、新市の組織機構の整備については、次の事項を基本として整備する。(1)番から(8)番まで基本的な考え方を示しているわけですが、(1)にありますとおり住民サービスの低下をきたさないことなど基本的なことについて定めたものでございます。3番、組織機構は、段階的に再編、見直しを行うものとする。4番、各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。行政委員会、例えば教育委員会、農業委員会等々でございます。そして、最後、5番でございますが、附属機関等は、原

則として合併時に統合するものとするでございます。

そして、次の59ページ、60ページにどういった附属機関があるかということそれぞれ市町村別に長岡市、与板町、それから参考としまして長岡地域合併協議会構成市町村の部分についてもお示ししております。

続きまして、61ページでございます。議案第17号 条例・規則等の取扱いについてでございます。条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容に係る条例、規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとするということです。これにつきましても合併の方式が編入合併でございますので、合併時には当然に与板町さんの条例や規則は失効するという形になります。ただ、事務事業等これから整理をしまっているわけですが、当然事務事業の整理の中で長岡市に引き継がなければならない与板町さんの制度というのが出てまいります。そういった部分については、長岡市の条例、規則の中に取り込むような形で整理をしていきたいという内容でございます。

続きまして、63ページ、議案第18号 一部事務組合等の取扱いについてでございます。一部事務組合の取扱いにつきましては、基本的に現在長岡地域合併協議会で一部事務組合の調整方針、取り扱い方針が決まっております、現在協議を行っている最中でございます。協議経過から申しまして、まだ結論が出ていないものもございますし、ある程度進んではおりますが、まだ議会議決等正式な決定まで至っていないものもございます。したがって、本日は長岡地域の方針が方針どおりいった場合に、どのような形で一部事務組合の調整を考えるかということでご提案をさせていただきたいというふうに思っております。

内容につきましては、65ページからでございます。一部事務組合について記載のとおりかなり多くの一部事務組合があるわけですが、基本的な考え方としましては合併後に新市の行政区域の中で行われる事務は直接新市で行いたいというのが基本的な考え方でございます。したがって、それに基づいて文言を整理しております。例えば三島郡清掃センター組合、一つ飛ばしまして与板郷消防・斎場事務組合、その下にあります与板町外2ヶ町村水道企業団、その下にございます三島町・与板町ガス企業団、例えばこれらにつきましては長岡地域の合併時に直接長岡で事務を行うというような考え方を今持っておりますので、そうしますと与板町さんとの合併日におきましては恐らくは事務委託を私ども長岡市が受けるような形になっていると想定されます。したがって、与板町さんの合併日におきましては、私ども長岡市が事務を受託している部分を廃止をするというふうな考え方になるかと思っております。同様に順次整理したものでございます。それから、中段から下にございます長岡地域広域行政組合、その下にございます長岡地区旧伝染病院管理組合、それから新潟県長岡栃尾三古立寺泊老人ホーム組合、一番最後にございます新潟県市町村総合事務組合、これらにつきましては長岡市が継続的に加入する形になりますので、与板町さんが合併の日の前日に脱退をいただいても実態としての事務の影響はない、こういう考え方のものでございます。

次の66ページには、今説明しました新潟県の市町村総合事務組合の細かいどういう事務をやっているかということがそれぞれ66ページに記載をしております。

それから、67ページでございますけども、一部事務組合とは違うわけですが、幾つかの市町村が共同で設置をし、運営しているものがございます。2番の協議会ということで長岡地区視聴覚ライブラリー協議会、それから3番の機関の共同設置ということで三島郡介護認定審査会、三島郡予防接種健康被害調査委員会、それから土地開発公社というのがございます。いずれも、長岡市として継続加入する、もしくは与板町さんは脱退をいたしますが、現在長岡市で持っております審査会、委員会等で事務を行うことにより、実質的には事務の影響は受けないという考え方のものでございます。

そして、それでは長岡地域の合併協議会が今現在どのような考え方で一部事務組合の調整方針を持っておるかということですが、これが69ページに一覧表の形でまとめられております。今現在この基本的な考え方で関係の団体と協議を進めている最中でございますので、そういったことをご了解いただきたいと思っております。

最後でございます。71ページ、議案第19号でございます。慣行の取扱いについてでございますが、基本的に長岡市の制度に合わせていくということでございますが、内容を73ページにそれぞれ比較をした形で整理しておりますので、73ページの参考資料ごらんください。まず、としまして市町村章、旗でございますが、それぞれ現在持っておるわけでございますが、長岡市の制度に合わせたいというものでございます。番、市町村憲章、宣言でございます。これにつきましても憲章が与板町さんの方でありになるわけですが、長岡市の制度に統一し、現在の与板町さんの町民憲章は地域の憲章として引き継いでいくというふうな考え方でございます。それから、番、市町村の花、木でございます。これも全体としては長岡市の制度に統一いたしますが、現在の与板町さんの花と木につきましては地域の花、木として引き継いでいくという考え方でございます。4番の市町村の歌につきましては、与板町さん持っておりませんので、長岡市のものを適用をしまいたします。それから、番、名誉市町村民でございます。与板町さんにもいらっしゃいますので、制度としては長岡に統一してまいります。ただ、その際に現在の与板町さんの名誉町民の方は、そのまま長岡市の名誉市民として引き継いでいくという考え方でございます。

参考として74ページには、長岡地域合併協議会の関係団体の慣行の様子、状況をまとめたものを掲載しております。

議案第19号までの説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

一度準備会でご説明申し上げておりますが、改めましてご説明させていただいたわけですが、何かお気づきになった点、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

委員（佐藤誠一）

47ページの議案第13号であります。2番のところは給与その他の身分の取り扱いにつきましては均衡を失しないようにと書いてあります。その均衡ということにおいて次ページ、49ページの4番で、職員の給料月額を合併の日の前日に受けていた給料月額を保障すると書いてありますが、この均衡を保つためバランスをとった場合、与板町の職員の方が下がること、上がること、いろいろありますでしょうが、この辺のこの二つの整合性はどのように考えられていますか。

議長（森 民夫）

事務局から説明をお願いします。

事務局（高橋）

まず、49ページの議案第13号の参考資料でございます。この4番で給料月額を保障すると記載してございますので、まず下がるということは想定しておりません。これが原則でございます。

それから、47ページの今2番についてお話がございましたが、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱う、これも大原則でございますが、その直前に職務の実態に照らしてというのがございまして、あくまでも職務給、職務に応じた給料を決定するというのが原則でございますので、職務の実態、職務の内容をよくご相談させていただいた上で決定をしていきたいという考え方でございます。

議長（森 民夫）

はい。

委員（佐藤誠一）

質問ではないですが、53ページの一番上に「議案第16号参考資料」となっていますが、これは「14号」の間違いだと思いますので、お願いいたします。

以上でございます。

事務局（高橋）

失礼いたしました。訂正させていただきます。おっしゃるとおりでございます。

議長（森 民夫）

ほかにご質問。

どうぞ。

委員（石丸誠亮）

45ページの都市計画税についてちょっとお尋ねします。これ目的税だと思いますが、長岡はこの都市計画税はどのようなところに充当というか、使われているのでしょうか。

事務局（高橋）

基本的な考え方としまして、全域から都市計画税をいただいているわけがないので、都市計画税を取っている地域のいわゆる社会基盤の整備、例えば道路であるとか、そういったところに目的税として使っているという考え方でございます。

議長（森 民夫）

はい。

委員（石丸誠亮）

じゃ、その取っている地域に還元というか、それをやっているというふうに解釈していいんですか。

事務局（高橋）

そうです。

委員（石丸誠亮）

ありがとうございました。

議長（森 民夫）

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第8号から19号までは承認ということで決定してよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、次に議案第20号の地域自治の取扱いについてでございます。

関心の高い項目だと思いますが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、75ページ、議案第20号 地域自治の取扱いについてでございます。内容は77ページからになります。この部分につきましても先だっでの準備会合でかなり詳細にご説明をしたわけですが、大事な部分ですので、重複する部分もございしますが、再度ご説明をいたします。

まず、長岡方式の地域自治のあり方、ここに全体の考え方がまとめられております。「長岡方式の地域自治」は、市町村合併により、地域の伝統や文化が失われるのではないかと、中心部だけが良くなって周辺部が取り残されてしまうのではないかと、市役所や役場が遠くなり今より不便になるのではないかと、住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと、という地域の不安や住民の声を背景に提言されたものである。そこで合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである。このことから長岡地域では、各町村で力を入れてきた特色ある事業を合併後も引き続き各支所で地域固有業務として行うこととし、地域の実情に即した地域自治を行える仕組みを採用するものである、これが基本的な考え方でございます。

この考え方に基つきまして内容を整理しております。順次説明をいたします。地域自治組織の設置期間でございますが、おおむね10年間と考えております。そして、5年経過後にその成果の検証を行い、必要に応じ、内容の見直しを行いたいと考えております。

続きまして、地域自治組織の仕組みですが、地域自治組織は支所と地域委員会、この二つで構成をするという考え方でございます。

そして、1番、支所機能ですが、(1)から(3)まで記載のとおりでございますが、いわゆる通常行われる住民サービス、そして地域固有の伝統や文化にかかわるもの、そして支所で行った方が効果的な業務、これらの業務を支所機能と考えております。今ほどご説明しました地域自治組織の内容を次の78ページの上段半分のところにまとめてございます。上の方は、本庁と支所の関係をあらわしているものでございます。そして、支所と本庁との連絡調整を行えるような組織を本庁の中に持ちたいというふうに考えております。下の方は、地域自治組織の内容でございます。支所には課を置きまして、その課でそれぞれの地域の住民サービスを行うという考え方でございます。そして、そういった行政サービスを行うに当たって、右の方に双方向の矢印がございまして、与板地域委員会と名称を入れてございまして、地域委員会で地域のまちづくりについてご議論いただき、それらのご提言を踏まえて地域のまちづくりを進めていくと、こういう考え方でございます。

2番、支所長の位置づけですが、(1)、身分は部長級の一般職の職員と考えております。そして、その選任方法ですが、市長が選任をするということです。3番、職務ですが、支所の総括、それから地域固有業務に係る予算、予算執行、事務執行の権限を持つということでございます。

3番、地域委員会について定めている部分でございますが、名称は与板地域委員会と考えております。次の79ページ、内容に入りますが、地域委員会の位置づけはいわゆる市の附属機関という位置づけをしております。そして、市長は地域委員会の提案または意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとする、これを基本的な考え方としております。(3)番で、地域委員会の役割をアからキまで個別に書いてございますが、基本的にはそれぞれの地域のまちづくりにかかわることについてご審議、ご提言をいただくという考え方でございます。(4)番、委員の選任方法ですが、委員の選任方法、そして委員の数につきましては、それぞれの地域の実情に応じ、地域の意見を踏まえて市長が定めるという考え方でございます。(5)番、委員の任期ですが、2年と考えております。ただし、再任は妨げないということです。それから、委員会の長は委員の中で互選でお選びいただくという考え方でございます。委員長の任期につきましては委員と同様の2年、そして再任は妨げないというものです。そして、(8)番ですが、委員の報酬ですが、委員の方には報酬お支払いをしたいと考えております。(9)ですが、地域委員会の事務局は支所がその事務を行うという考え方でございます。

4番、支所の予算ですが、支所はいわゆる通常の管理的な経費、經常経費です。そのほか地域固有業務の経費、それから後ほど出てまいります、地域コミュニティ事業補助金、これらの執行経費を持つという考え方でございます。次の80ページですが、予算について定めております。(1)ですが、予算要求につきましては支所の関係課から本庁のそれぞれの関係部局の方にまず経費的な考え方を出していただき、本庁の所管部局でそれをまとめ、予算見積書として財政担当課の方に出したいというふうに考えております。そして、(2)ですが、予算配当ですが、財政担当課が予算をまず本庁の各部局に予算

の配当をいたします。そして、本庁の各部局は、支所の執行部分については支所に再配当するという形でこの予算をさらに配分をするという考え方です。(3)、ふるさと創生基金ですが、合併特例法の中で地域のまちづくりのために基金を造成することは認められておりますので、上限額は40億円でございますが、基金を造成をし、それぞれの持ち分によって支所で使っていただく、いわゆる支所の特定財源として取り扱いをしたいと考えております。それから、(4)番、地域コミュニティ事業補助金ですが、これは地域の住民団体の方が自分たちで考え、自分たちでこういうことをやっていくんだと、まちづくりをしていくんだというようなお考えがあったときに、そういった部分について行政の方としてもお手助けをするような補助金の制度を考えたいと。行政と、それから住民の方一緒になってやっていけるようなことを考えております。

地域自治については以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

それでは、ご質問、あるいはご意見ございましたらどうぞお願いいたします。前回は説明しておりますので、それではよろしゅうございますか。

発言する人なし

議長(森 民夫)

議案第20号につきましては、承認ということによろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

じゃ、そう決定させていただきます。

それでは、最後になりますが、議案第21号の新市建設計画の策定方針と議案第22号の新市建設計画策定小委員会について一括して議題といたします。

事務局から説明お願いいたします。

事務局(高橋)

それでは、81ページ、議案第21号 新市建設計画の策定方針についてでございます。内容は83ページですが、この部分につきましても先だっでの準備会合で詳細に説明をした部分でございます。したがって、ダブる部分についてはできるだけ簡潔にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

2番のところ、基本的な考え方を整理しておりますが、長岡地域新市将来構想、そして長岡地域新市建設計画、既にでき上がっているものがございます。したがって、これらを基本としながら長岡市と与板町さんの新市建設計画をつくっていきたいと考えるものでございます。そして、最終的には長岡市と与板町さんでつくった建設計画を既にある長岡地域の建設計画に追記をするというような形で整理をしたいと考えるものです。

内容でございます。4番のところに整理されておりますが、与板地域としての整備方針がまずございます。そして、その整備方針に基づいてどのような施策を行っていくかというのが(2)でございます。ただ、施策につきましてはありとあらゆる施策を建設計画にのせるという考え方ではなくて、あくまでも合併をして新しい市をつくっていく場合の根幹となる事業、大きな大もととなる事業について建設計画で整理をしていくというのが基本的な考え方でございます。したがって、それぞれのところでおつくりになったさまざまな計画があるわけですが、そういったレベルのものは合併後の新市の中で別立ての計画の中で整理をしていくという考え方でございます。したがって、新潟県の事業につきましても建設計画の中に登載をするわけですが、それにつきましても県の事業のうち根幹となる事業についてのみ建設計画に登載するというのが基本的な考え方でございますので、よろしく願いいたします。それから、3番の財政計画ですが、財政計画につきましても今まで長岡地域合併協議会で策定をしました考え方、同様の考え方をつくってまいりますが、基本的には合併した場合の財政規模がどのぐらいの規模になるのか、そういった部分を中心に財政計画を策定をしたいというふうに考えております。

それから、5番の策定の手順でございますが、それぞれの地域でまず案をつくっていただき、それを協議会に諮っていくわけですが、かなり細かい内容、詳細な内容を審議する必要が出てまいりますので、できましたら小委員会を設置をさせていただき、その小委員会の中である程度の部分を整理をし、その整理をした形のを協議会の方にお諮りをさせていただきたいというふうに考えております。なお、当然のことでございますが、協議会の中だけで建設計画をまとめることは法律上できないことになっておりまして、必ず県の協議、県から最終的にご承認をいただかないと、建設計画としてはまとまらない、こういうものでございますので、よろしく願いいたします。

次の84ページ、85ページですが、これはいわゆる建設計画を一般的にどのような位置づけをしているかということをもとめたものでございます。建設計画の基本的な考え方ですが、これは合併市町村のいわゆるマスタープランという考え方のものでございます。それから、合併特例法に基づくさまざまな財政的な支援措置があるわけですが、これはこれらを受けするためにはこの建設計画をつくるということが条件になっております。それから、建設計画の登載する事業、ともすると建設計画という名称ですので、いわゆる箱物、建物関係だけをというような誤解をされる部分があるのですが、建物関係だけではなくて、ソフト事業についても当然検討し、できるだけ掲載をしていくというのが基本的な考え方でございます。

続きまして、87ページ、議案第22号をごらんになってください。長岡市・与板町合併協議会新市建設計画策定小委員会設置要綱についてでございます。これは、先ほど来お話をさせていただいておりますが、協議会本体の方からの付託を受けまして専門的に審議、内容の精査をする小委員会を設置することができるという規程を先ほどご承認をいただいたところでございます。そして、小委員会につきましては協議会の方から指示を受けて順次設置をするわけですが、特に建設計画の策定につきましてはかなり細かいところまで十分に協議、審議をする必要がございますので、ぜひ小委員会を設置し、協議会に小

委員会の素案というような形で建設計画の案をおはかりしたいと考えております。内容につきましては、89ページに設置要綱の案ということでお示ししてありますが、第3条の組織というところをごらんいただきたいと思います。小委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織をしたいというものです。(1)番は、それぞれの市、町の助役または当該長が指定する職員、行政職員でございます。(2)番は、それぞれの市、町の議会、もしくは住民の代表の方どちらかお一人ずつということです。そして、(3)番は学識経験を有する者、基本的には合併協議会の学識経験者の3人の方ということになるかと思えます。この合計7人の方の委員構成で小委員会を設置したいということをご提案をさせていただくものです。

なお、小委員会を設置した場合に全体の関係がどうなるかということをご91ページに図であらわしておりますので、91ページの新市建設計画策定体制イメージ図というものをごらんください。左上に協議会の本体がございまして、この協議会の本体から小委員会に対してどういう業務をやっていただくかということをご付託をしていただきます。今の場合、新市建設計画の策定について付託をしていただくという考え方です。そして、小委員会では計画の案を協議会の方に報告、ご提案をするわけですが、小委員会だけでまとめるということがなかなか難しいと思っておりますので、その下にございますように両市町の関係の分科会、いわゆる行政職員でございます。それから、私ども事務局、それから民間業者さんの方に委託に出した方が効率的に進められる部分もございますので、そういった部分につきましては民間のコンサルタントの方に出したいというふうにご考えておりますし、さらに一番右上に県との協議、連絡調整、連携調整が必ず必要になりますので、それらも含めて連携しながら最終的に建設計画書としてまとめていきたいというものでございます。

説明は以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

ただいま説明ございましたけれども、ご質問、ご意見ございましたらどうぞご自由にお願いいいたします。これは策定方針でありますから、具体的な中身は小委員会で検討することになりますけれども、それにしても与板と長岡市との将来につきまして、委員の皆さんの方でぜひともこういうことをしたいというようなご意見がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思いますが、町長さん、何かございませんか。

副会長(山崎忠彌)

ありません。

議長(森 民夫)

特に民間の方で。

はい。

委員(上村行雄)

非常によくできて安心しました。特に長岡方式の合併でしょう。中心だけよくなって、うちの方が寂れるということがないように、この基本方針にのっとって諸事業を推進していただきたいと思っております。全く個人的な考えなんですが、与板町は長岡市のベッドタウン、距離的にも非常に近いですし、長岡に通勤する人も多うございます。優良な宅地もございます。そういうものをうまく活用していただいて、地域の活性化に結びつけていただければありがたいと思っています。また、先回も申し上げましたが、与板町には中央公民館というものは存在しておりません。図書室はありますけど、図書館もありません。そういう観点からぜひ中央公民館、図書館の建設もお願いできればありがたい、そういうふう考えています。

議長（森 民夫）

何かございますか。

委員（下田邦夫）

本日は、大変ありがとうございました。先行する4月1日から長岡市を除く5町村、おくれて1年後に編入という形で与板町も入るわけでございますけども、いずれにしても住民の方はどうなるんだろうというふうなことの不安というものも多々あると思います。これから合併、先ほど事務局からお話がありましたように、その進捗状況について報告があるということは聞いておりましたし、そういうものから不安から安心と、そして新しい先ほど説明ありました市長さんがよく言われる市民力、これを大きく育てていただいて、私も与板町、私初めこの新しい都市づくりに、まちづくりに協力を惜しまないつもりでございます。今後ともよろしく願いたいと思います。ありがとうございました。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

長岡市から見ますと、やはり与板町が合併協議に加わっていただいたおかげで、その先の和島村と寺泊町との関係が非常によくわかるわけです。当初は寺泊町単独でもというような話でお話いただいたわけですがけれども、海に向かって非常に太いベルトができていくような気がいたします。特に寺泊に向かって信濃川沿いの道と和島を通る道と2本できますので、ですから与板町と長岡市との2者だけでなく、その先をにらんだ計画です。特に寺泊と議論したときに、佐渡をにらんでという話が出たんですが、そういうことも視野に入れた計画に私としてはぜひしていただきたいと思っています。良寛様にしても与板だけでは完結しないわけで、その先の和島村とか寺泊も視野に入ってまいりますし、そういうそれに合わせた道路整備とか、そんなことも出てくるんじゃないかと。非常に細かい話ですけども、与板橋のたもとのあそこの右折帯はぜひ県につくってもらいたいなと、僕は思っていますが。

はい。

委員（山崎忠彌）

今おっしゃったの長寺線といいまして、長岡、寺泊を結ぶ線ですが、今おっしゃった与板橋の西詰めは大変右折の線がないもんですから、大分渋滞するんです。今おっしゃったように今まで与板町だけじ

やなくて、今度大きな枠組みの中で推進をしていただくようお願いをいたしたいと思います。

議長（森 民夫）

そうですね。そんなこともちょっと考えてみたい。

先生、どうか一つありますか。

委員（鯉江康正）

今市長さんがおっしゃられたとおりだと思います。いわゆる現長岡市と与板の関係というのが当然いろんなことであるわけですけども、ぜひやっぱり三島、和島、寺泊、あと中之島、要するに新しい10個になったときの合併で考えると、真ん中に空白地ができちゃうのは非常におかしくて、特に与板というのは、僕は信濃川があって、交通のやっぱり一つの要所になっていると思うんです。ですから、与板さん側にぜひお願いしたいのは、建設計画考えるときに与板と、いわゆる現長岡との関係だけじゃなくて、周辺の中核になるんだということを考慮して、やっぱり建設計画のときにご意見を言っていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

非常に力強い。実際問題として、例えば私が与板に行くとき、与板に用事があるとき以外に結構行くわけです。その先の寺泊行くときとか、分水に行くときに与板の町の中を見て、私なんか、ああ、城下町だなと思いながら通りますけど、そういう部分ですよね。交通の要衝であることは間違いないわけですから、そこら辺をぜひ強調した計画にできるといいと思います。

ほかに何かご質問、ご意見ございますか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、これは策定方針でございますので、議案の第21号と22号につきましてはこのように決定させていただきますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

以上で協議事項はすべて終了いたしました。事務局から連絡事項ございますか。

事務局（高橋）

この後記者会見を行います。会場は第2応接室です。そして、両首長さんと議長さんがそろいましたら始めさせていただきますと思いますので、よろしくお願います。

なお、次回の協議会でございますが、2月9日水曜日ですが、午後1時から今日と同じこの会場で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 民夫）

どうもありがとうございました。

それでは、以上で第1回の協議会を終了いたします。ご協力どうもありがとうございました。

(散会 午後2時10分)